

鉄道事業法施行規則

1. 案内情報

- 手続名 : 索道事業者の名称の変更等の届出
手続根拠 : 鉄道事業法施行規則第78条
手続対象者 : 索道事業者
提出時期 : 次に掲げる場合に該当することとなったときに、遅滞なく（法人であつて、代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について毎年7月31日までに）
・運輸を開始した場合
・氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合
・法人であつて、目的又は役員若しくは社員に変更があつた場合
・6か月未満休止している事業を再開した場合（休止の期間が鉄道事業法施行規則第51条の規定により届け出た休止の予定期間と異なる場合に限る。）
提出方法 : 当該変更等に係る届出書を作成し、管轄する地方運輸局（当該事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部の下記提出先へ提出して下さい。
手数料 : なし
添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
申請書様式 : なし
記載要領・記載例 : 提出先となる管轄する地方運輸局（当該事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部の下記提出先又は国土交通省鉄道局施設課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 :

北海道運輸局鉄道部監理課	011 - 290 - 2731
東北運輸局鉄道部監理課	022 - 791 - 7526
新潟運輸局鉄道部監理課	025 - 244 - 6117
関東運輸局鉄道部監理課	045 - 211 - 7239
中部運輸局鉄道部技術第一課	052 - 952 - 8032
近畿運輸局鉄道部監理課	06 - 6949 - 6439
中国運輸局鉄道部監理課	082 - 228 - 8797
（事業再開の届出は技術課）	082 - 228 - 8797
四国運輸局鉄道部監理課	087 - 835 - 6359
九州運輸局鉄道部監理課	092 - 472 - 4051

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：管轄する地方運輸局（当該事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部又は国土交通省鉄道局施設課

3. 手続情報

- 審査基準 : なし
標準処理期間 : なし
不服申立方法 : なし